

川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正
する規則の制定について

川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）

川崎市個人情報保護条例施行規則（昭和60年川崎市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）川崎市学校給食センター条例施行規則（平成29年川崎市教育委員会規則第 号）第4条に規定する所長

附 則

この規則は、平成29年8月29日から施行する。

制 定 理 由

学校給食センターの新設に伴い、学校給食センター所長を保有個人情報管理責任者とするため、この規則を制定するものである。

川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市個人情報保護条例施行規則 昭和60年12月27日教委規則第14号</p> <p>(第1条～第4条 略)</p> <p>(保有個人情報管理責任者)</p> <p>第5条 条例第13条第1項に規定する保有個人情報管理責任者は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第19号)第3条に規定する課の長(室にあつては、担当課長とする。)</p> <p>(2) 川崎市総合教育センター処務規則(昭和61年川崎市教育委員会規則第10号)第4条に規定する室長</p> <p><u>(3) 川崎市学校給食センター条例施行規則(平成29年川崎市教育委員会規則第 号)第4条に規定する所長</u></p> <p><u>(4) 川崎市教育機関事務分掌規則(平成3年川崎市教育委員会規則第4号)第5条に規定する教育機関の長。ただし、教育文化会館分館、市民館分館及び図書館分館の長を除く。</u></p> <p><u>(5) 川崎市立学校の長</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市個人情報保護条例施行規則 昭和60年12月27日 教委規則第14号</p> <p>(第1条～第4条 略)</p> <p>(保有個人情報管理責任者)</p> <p>第5条 条例第13条第1項に規定する保有個人情報管理責任者は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第19号)第3条に規定する課の長(室にあつては、担当課長とする。)</p> <p>(2) 川崎市総合教育センター処務規則(昭和61年川崎市教育委員会規則第10号)第4条に規定する室長</p> <p><u>(3) 川崎市教育機関事務分掌規則(平成3年川崎市教育委員会規則第4号)第5条に規定する教育機関の長。ただし、教育文化会館分館、市民館分館及び図書館分館の長を除く。</u></p> <p><u>(4) 川崎市立学校の長</u></p> <p>(以下 略)</p>